様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　2025　年　3　月　13　日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）とらいえむかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 トライエム株式会社  （ふりがな）みやけ　ごう  （法人の場合）代表者の氏名 三宅　剛  住所　〒231-0015  神奈川県横浜市中区尾上町5-80  神奈川県中小企業センタービル  法人番号　8020001155461  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「ホーム」 | | 公表日 | 2024　年　12　月　30　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：<https://tri-m.jp/>  記載箇所：「ホーム」＞「Our Vision and Business model」 | | 記載内容抜粋 | ＜経営ビジョン＞  「産業分野の枠を超えて、デジタルデータを最適に活用できる方法を、あらゆるビジネスレイヤーに対して平易で丁寧、かつ謙虚にソリューションを提供することを目指し、私たちの価値観である3つのM、Modest, Moderate, Mindfulを行動規範として自社の業務を変革し、社会に貢献致します。」  ＜ビジネスモデルの方向性＞  「各産業におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)推進にアクセス出来る当社のメンバーが得ている5つの領域(\*)の知見を元に、当社独自の“トライエムメソッド”を構築し、業界を超えたデータ利活用のプラクティスを提供することこそが当社の価値創造ビジネスモデルです。」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 経営ビジョンとビジネスモデルの方向性は、取締役会の承認を得て、当社ホームページに掲載し公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX推進宣言」 | | 公表日 | 2024　年　12　月　30　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://tri-m.jp/dx\_promotion/  記載箇所：「DX推進宣言」＞「トライエムのDX戦略」 | | 記載内容抜粋 | ＜トライエムのDX戦略＞  当社メンバーが得た5つの領域の知見をナレッジとして形式知化するために、知見をデジタルデータに落とし込むためのプラットフォームを構築、当社独自の”トライエムメソッド”という方法論としてナレッジデータベースを構築し、社員が共有、顧客に提供できるようにします。  １）デジタルデータの集積化  海外のパッケージソリューションをベースとしたデータ集積に関するナレッジを形式知化（文書化）し、「トライエムメソッド」に組み込みます。  ２）デジタルデータの利活用  デジタルデータ利活用の経験を持つメンバーが獲得した知見をナレッジ化して社内で共有し、プラクティス「トライエムメソッド」を作り上げて顧客に対するサービス品質をより向上させます。  ３）デジタルデータによる業務可視化  業務可視化・改善提案のプラクティスをナレッジとして「トライエムメソッド」に組み込みます。  ４）業務アプリケーション連携  業務アプリケーション(SaaS含む)間でのデジタルデータの疎結合を実現している海外のソリューションをナレッジとして「トライエムメソッド」に組み込みます。  ５）AI活用  生成AIの利活用について、伴走型コンサルティングサービス提供を通して「トライエムメソッド」として構築、アカデミーとの連携を行うことでプラクティスの精度を上げていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | トライエムのDX戦略は、取締役会の承認を得て、自社ホームページに掲載し公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：「DX推進宣言」＞「戦略推進のための体制・組織及び人材の育成・確保」 | | 記載内容抜粋 | ＜DX戦略推進の為の体制・組織＞  代表取締役直下のDX推進室を設置、DX推進計画の進捗・実行を管理していきます。  ＜DX戦略推進に必要な人材の育成・確保策＞  トライエムメソッドの展開に必要な以下の分野に特化した人材を採用・育成していきます。  　・戦略コンサルタント  　・技術コンサルタント  　・業務改善コンサルタント  トライエムの企業文化として失敗を恐れないチャレンジを重んじる人材育成のポリシーがあります。人材確保は直接採用をメインとしますが、当社のビジネスモデルの5つの領域を遂行するために、それらのノウハウを持ったパートナーとの協業も積極的に展開していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：「DX推進宣言」＞「戦略推進のためのITシステム・デジタル技術活用環境の整備」 | | 記載内容抜粋 | ＜DX戦略推進に必要なITシステム環境の整備に向けた具体的な方策＞  【クラウドをベースとしたビジネス基盤の整備】  社内データはすべてクラウドストレージに保管を行い、業務アプリケーションはサブスクリプションをベースとしています。 社内データとアプリケーション基盤としてM365の整備を行います。  【ペーパーレス化の推進】  書類はすべてPDF化を行い、PDFのサイン機能もしくは電子署名サービス用いた押印手続きとします。  【コミュニケーションプラットフォームの整備】  顧客および社内のコミュニケーション手段としては主にMicrosoft Teamsを用いるが、Zoom・Google Meetなどの顧客指定ツールにも対応できるように整備を行います。  【AI活用プラットフォームの整備】  データプラットフォームをAzureへと移行、CoPilotを含めたAIサービスを使える環境を整備します。  AIのチューニングに必要な学習・プロンプトについては当社エンジニアが現在受講中です。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX推進宣言」 | | 公表日 | 2024　年　12　月　30　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://tri-m.jp/dx\_promotion/  記載箇所：「DX推進宣言」＞「DX戦略達成状況に係る指標」 | | 記載内容抜粋 | ＜当社のDX戦略（データをナレッジとして活用＝トライエムメソッドの構築）に定められた計画の進捗を評価する指標＞  「プラクティス事例を含むナレッジの文書化（トライエムメソッドの構築）を進め、2年後（2026年末）に5つの領域\*¹のうち3つをカバーする。  \*¹：5つの領域  １）デジタルデータの集積化  ２）デジタルデータの利活用  ３）デジタルデータによる業務可視化  ４）業務アプリケーション連携  ５）AI活用  なお、ナレッジの文書化についてはそのボリュームに関わらず文書として社内共有が図られることをもって達成したものと評価する。」 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024　年　12　月　30　日 | | 発信方法 | 発信方法：当社ホームページに掲載  公表場所：https://tri-m.jp/dx\_promotion/  記載箇所：「DX推進宣言」＞「DX推進宣言」 | | 発信内容 | 当社ホームページの「DX推進宣言」において、当社代表取締役社長が「DX推進宣言」として、以下のメッセージを発信。  トライエムは2024年の創業以来、デジタルネイティブな会社として、業務のすべてをデジタル基盤で遂行しています。最新のデジタル技術を積極的に取り入れ、業務の可視化とさらなるデジタル化を推進し、業務効率や成果を高めています。  また、トライエムのメンバーは常にデジタル技術をアップデートし続け、豊富な知見を培っています。  この知見を活かし、お客様のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進をサポートするサービスを提供することで、産業の垣根を越え、社会全体のDX促進に貢献してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024　年　10　月頃　～　2024　年　12　月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの自己診断結果入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024　年　10　月頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ自社診断の実施、情報セキュリティ基本方針の策定をもってSECURITY ACTION制度に基づく自己宣言（二つ星）を行なっています。  ＜SECURITY ACTION(二つ星)＞  トライエム株式会社は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA)が実施する「SECURITY ACTION(二つ星)」 を宣言しました。  安全・安心なIT社会を実現するために、今後も情報セキュリティ対策を進めて参ります。  ＜情報セキュリティ基本方針＞  <https://tri-m.jp/dx_promotion/> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。